

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	市（都市計画課）、県（都市計画課、建築指導課、住宅課）
--------	-----------------------------

1 都市施設の整備促進

(1) 土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

市、県等は、都市計画道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、地震発生時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、地震発生時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

市及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定することに努め、建築材料、構造等の制限を行う。

(3) 市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(4) 住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(5) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(6) 地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震、津波等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機

能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(7) 住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づくさぬき市耐震改修促進計画による耐震改修等の推進に努めるものとする。

主な実施機関	市（都市計画課、総務課、管財課、教育委員会事務局、その他公共施設管理所管課）、県（財産経営課、危機管理課、建築指導課、住宅課、教育委員会）、大川広域消防本部、警察
--------	---

1 公共建築物等の災害予防

(1) 市は、地震・津波発生時において応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

① 防災上重要建築物の指定

ア 災害応急対策指揮、実行、情報伝達等施設

本庁舎、支所、CATV（サブ）センター、大川農村環境改善センター、消防署、消防屯所

イ 避難収容施設

さぬき市立学校、体育館、公民館、ふれあいプラザ、香川県立学校、その他主要施設

ウ 救護施設

病院、診療所、保健センター

エ 要援護者施設

社会福祉施設

② 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努める。

③ 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

④ 緑化の推進

地震発生時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

(2) 市は、多数の者が利用する市有施設について、地震・津波発生時に多大な被害の発生するおそれがあることから、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。

(3) 市は、上記(1)及び(2)に掲げた施設以外の市有施設についても、計画的な耐震化に努め

る。

特に、市立学校等の教育施設については、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震発生時には児童生徒等の応急教育の確保や地域住民の応急的な避難所となりうることから、優先的に耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。

- (4) 市は、市有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材の耐震性の点検と確保に努める。特に、防災上重要建築物については、十分配慮する。
- (5) 市は、市有施設における避難経路の確認を行うとともに、発災後の移動経路の確保を行うため、建物の出入り口や通路の点検を行い、支障となる物品等の移動を確実に行う。また、書棚やキャビネット等のオフィス家具やOA機器等の転倒・落下防止対策を講じる。
- (6) 警察は、地震発生時において地区の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。
- (7) 大川広域消防本部は、地震発生時において地区の災害救助活動の拠点となる消防署等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。
- (8) 市は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材の耐震性の点検と確保に努める。また、地震・津波発生時に避難場所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、避難場所の安全性を確保する。
- (9) 市及び県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

(2) 耐震化の促進

市及び県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、地震発生時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、補助制度の活用や情報提供による啓発等を通じて耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) かけ地近接等の危険住宅の移転の促進

県及び市は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

県は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

住民は、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

県は、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

(8) 地震保険の普及

市及び県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策

市及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

住民は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

4 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、地震により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県が実施する危険箇所の現況把握、区域の指定、防止施設の整備等に協力するとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

主な実施機関	市（建設課、農林水産課、総務課）、県（みどり整備課、技術企画課、河川砂防課、建築指導課）
--------	--

1 土砂災害危険区域の災害予防対策

- (1) 市は、土砂災害危険区域における防災対策として、県が積極的に推進する次の事業に協力する。
- ① 砂防事業
市内に346箇所ある土石流危険渓流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を行う。
 - ② 急傾斜地崩壊対策事業
市内に163箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ130箇所、人工がけ33箇所）について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。
 - ③ 地すべり対策事業
市内に6箇所ある危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を行う。
 - ④ 治山事業
市内の民有林に465箇所（崩壊土砂流出危険地269箇所、山腹崩壊危険地196箇所）及び国有林に2箇所（崩壊土砂流出危険地2箇所）ある山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。
- (2) 砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。
- (3) 市及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。
- (4) 市は、危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段などをあらかじめ定めるなど土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。
- (5) 県は、地震発生後の余震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や渓流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

2 液状化災害の予防対策

- (1) 県は、埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある箇所を始めとして、液状化や地盤沈下の恐

れのある箇所を把握するため、浅部の地盤データについて収集・整理を図るとともに、地盤の液状化等による災害を防止するため、液状化等のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。

(2) 市は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。

【参考資料 3-7 急傾斜地崩壊危険箇所】

【参考資料 3-9 地すべり危険箇所】

【参考資料 3-14 山腹崩壊危険地区】

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

主な実施機関	市（総務課）、消防団、消防本部、県（危機管理課）
--------	--------------------------

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導等

- ① 市及び県は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ① 市は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、地震・津波発生時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏洩、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- (1) 市は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法を定めておく。
- (2) 市は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実を努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- (3) 市は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努める。

3 消防水利の整備

- (1) 市は、地震・津波発生時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 市は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため

池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

- 【参考資料 2-2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-3 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-29 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）】
- 【参考資料 2-30 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）】
- 【参考資料 6-1 大川広域消防本部現勢】
- 【参考資料 6-2 消防団現勢】
- 【参考資料 6-3 消防水利の現況】
- 【参考資料 6-7 大川広域消防本部資機材保有状況】
- 【参考資料 14-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】
- 【参考資料 14-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	市（総務課）、消防本部、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 概要

本市には、消防法に基づく危険物施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所、火薬類取締法に基づく火薬類関係業者、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物業者があり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

市、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 危険物関係施設等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- (2) 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- (3) 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

3 資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消化薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

市及び県は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料 4-1 危険物施設】

【参考資料 4-2 高圧ガス関係事業所】

【参考資料 4-3 火薬類関係業者】

【参考資料 4-4 毒物劇物業者】

【参考資料 4-5 毒物劇物製造所等の地震対策指針】

第6節 公共施設等災害予防計画

地震・津波による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震・津波に強い施設の確保に努める。

主な実施機関	市（地域情報課、生活環境課、農林水産課、土地改良課、建設課）、県（みどり整備課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察、四国地方整備局、高松空港事務所、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	---

1 道路施設

- (1) 道路管理者は、道路施設について、耐震結果等に基づき、対策工法を決定し緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。さらに、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、都市防災対策として電線・共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 警察は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置、無線回線付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、地震・津波発生時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。
- (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、地震・津波発生時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を補強するとともに、防災上重要な高松港、

坂出港等において耐震強化岸壁の整備に努める。また、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努めるとともに、地震・津波発生時の緊急物資の集積、住民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。

- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、海岸保全施設について、緊急性の高い箇所から耐震点検や補強の対策を行うよう努める。
- (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

5 ため池等農地防災施設

- (1) 市、県、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 市及び県は、地震により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市は、地震により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所、避難経路を示すハザードマップを作成するものとし、県はこれを支援する。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震・津波による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、

関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

7 空港施設

空港施設の管理者は、地震による被害を最小限にとどめて空港機能を維持するため、航空局から出される各種基準等に基づき施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、地震発生時の応急復旧体制の整備に努める。

8 廃棄物処理施設

市は、地震・津波による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。

9 放送施設

- (1) 市は、地震・津波時における配信を確保するため、CATV施設の設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置を図るとともに、重要な配線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。
- (2) 放送事業者は、災害時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

第7節 ライフライン等災害予防計画

地震・津波による電気、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	市（水道課、下水道課、地域情報課）、県（水道局）、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力(株)、NTT西日本(株)香川支店、NTTドコモ四国(株)、KDDI(株)四国支店
--------	---

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

市及び県は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、配水池への緊急遮断弁の設置等による応急給水用水の確保、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

市は、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

【参考資料 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）】

【参考資料 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）】

【参考資料 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）】

第8節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	市（総務課、地域情報課）、消防本部、県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課、水道局）、警察本部、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方气象台、NTTドコモ四国㈱、KDDI㈱四国支店
--------	---

1 消防施設等

- (1) 市は、大川広域消防本部と連携して、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市は、大川広域消防本部と連携して、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、大川広域消防本部と連携して、消防救急無線のデジタル化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

【参考資料 6-1 大川広域消防本部現勢】

【参考資料 6-2 消防団現勢】

【参考資料 6-3 消防水利の現況】

【参考資料 6-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

【参考資料 6-7 大川広域消防本部資機材保有状況】

2 通信施設等

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の耐震性の強化及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の

多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

- ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ⑧ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- (2) 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線やC A T V等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

【参考資料 7－1 さぬき市防災行政無線通信施設】

【参考資料 7－2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧】

【参考資料 7－3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧】

【参考資料 7－4 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）】

【参考資料 7－5 香川県防災情報システム】

3 広域防災拠点等

市は、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には市内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、市庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

4 その他施設等

- (1) 市及び県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。
- (2) 市及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (3) 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【参考資料 6－5 水防倉庫等の現況】

【参考資料 6－6 防災資機材保有状況】

【参考資料 6－8 香川県防災資機材保有状況】

【参考資料 6－9 香川県防災資機材運用要綱】

第9節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	市（総務課）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 職員の体制

- (1) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
- (2) 市は、近隣市町及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (3) 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (4) 市及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- (5) 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (6) 県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員の市町への派遣など必要な措置について検討す

る。

- (7) 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

3 民間事業者との連携

市及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 防災中枢機能等の確保、充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、災害に対する安全性の確保及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転や公用車輛等に必要燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

5 基幹情報システムの機能確保

市は、行政データのバックアップなど自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。また、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。

6 広域防災活動体制の整備

市及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

7 複合災害への対応

- (1) 市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(3) 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

- 【参考資料 2-1 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-3 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-4 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）】
- 【参考資料 2-8 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）】
- 【参考資料 2-9 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）】
- 【参考資料 2-13 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）】
- 【参考資料 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）】
- 【参考資料 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）】
- 【参考資料 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）】
- 【参考資料 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）】
- 【参考資料 2-29 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）】
- 【参考資料 14-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】
- 【参考資料 14-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】
- 【参考資料 15-6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

第10節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	市（国保・健康課、市民病院）、県（医務国保課、薬務感染症対策課）、 （独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 市は、市域において災害時に上記(1)、(2)が十分効力を発するよう市医療救護計画を別に定めるものとする。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【大川地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
2	県立白鳥病院	150	東かがわ市松原963	0879-25-4154

- (2) DMAT指定病院・災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【DMAT指定病院・災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521

3 医薬品等の確保

市は、県と協力して、さぬき市民病院に救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。

4 広域的医療体制の整備

市は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

市及び県は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

- 【参考資料 2-5 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）】
- 【参考資料 2-6 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）】
- 【参考資料 2-7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）】
- 【参考資料 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）】
- 【参考資料 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）】
- 【参考資料 8-1 香川県医療救護計画】
- 【参考資料 8-2 大災害時の医療救護体制】
- 【参考資料 8-3 標準備蓄医薬品等一覧】
- 【参考資料 8-4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】
- 【参考資料 8-5 災害時の血液の確保系統図】
- 【参考資料 8-6 東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル】

第 1 1 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、高松空港事務所、四国地方整備局、西日本高速道路(株)
--------	---

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。

市及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し施設を適切に管理するものとする。

(1) 道路

- ① 第 1 次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第 2 次輸送確保路線：市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第 3 次輸送確保路線：第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち市内を通る路線は、次の通りである。

【市内の輸送確保路線】

種 別	路線名	市内の区間
第 1 次輸送 確保路線	四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市境
	一般国道 1 1 号高松東道路	三木町境～さぬき市津田町鶴羽
	国道 1 1 号	市内全線
	県道高松長尾大内線	市内全線
	県道石田東志度線	さぬき市志度(志度IC～国道11号)
	県道三木津田線	さぬき市津田町津田(津田寒川IC～国道11号)
第 2 次輸送 確保路線	県道高松志度線	高松市境～さぬき市志度(県道太田上町志度線交差点)
	県道太田上町志度線	さぬき市志度(県道高松志度線交差点～国道11号)
第 3 次輸送 確保路線	国道 3 7 7 号	市内全線
	県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和

※ 防災機能強化港（津田港）から輸送確保路線への連絡経路は、第 1 次輸送確保路線と同等扱いとする

(2) 港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
- ② 連絡道路（防災機能強化港と運送確保路線を結ぶ道路）

県が指定した防災機能強化港は、次の通りである。

【市内の防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
津田港	地方港湾	香川県	津田地区	→市道津田港臨港線支線→市道津田港臨港線→市道町内南北幹線→市道津田港臨港線→国道11号

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

名称	種別	管理者
高松空港	拠点空港（国管理空港）	高松空港事務所

2 道路交通管理体制の整備

道路管理者及び警察は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

3 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

- (1) 警察は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、事前届け出制度を行う。
- (2) 市及び県は、災害協定及び契約を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

【参考資料 2-8 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）】

【参考資料 2-9 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）】

【参考資料 11-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

【参考資料 11-2 緊急通行車両事前届出申請要領】

【参考資料 11-3 緊急輸送路図】

第 1 2 節 避難体制整備計画

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、また、地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	市（総務課、地域情報課、秘書広報課、福祉総務課、長寿障害福祉課、子育て支援課、国保・健康課、介護保険課、教育委員会事務局）、県（危機管理課、教育委員会）
--------	--

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難のため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫、地震、津波等の異常な現象による災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定するものとする。
- (2) 地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。
 - ① 災害が切迫した状況において、速やかに、住民等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
 - ② 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
 - ③ 指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
- (3) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。
 - ① 災害が切迫した状況において、速やかに、住民等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
 - ② 指定する施設が地震に対して安全な構造であること。
 - ③ 指定する場所やその周辺に地震発生時に生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある建築物や構造物等がないこと。
- (4) 市は、市が管理する場所や施設以外の場所や施設を指定緊急避難場所として指定するときは、当該場所や施設の管理者の同意を得なければならないものとする。
- (5) 指定緊急避難場所の指定を受けた場所や施設の管理者は、指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならないものとする。
- (6) 市は、指定緊急避難場所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。
- (7) 市が指定する指定緊急避難場所については、複数の異常な現象の種類を対象に指定することを可能とする。
- (8) 市は、指定緊急避難場所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公

示するものとする。

2 指定避難所の指定

- (1) 市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合に被災者が一定期間滞在するために一定の生活環境が確保された避難所及び福祉避難所の確保を図るため、公共施設その他の施設を指定避難所として指定するものとする。
- (2) 指定避難所の指定基準は次のとおりとする。
 - ① 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。必要かつ適切な規模は、被災者の生活の場となることを考慮し、当該避難所での受け入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。
 - ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
 - ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
 - ④ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。
 - ⑤ 専ら要介護高齢者や障害者等の要配慮者のための福祉避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制を有すること。
- (3) 市は、市が管理する施設以外の施設を指定避難所として指定するときは、当該施設の管理者の同意を得なければならないものとする。
- (4) 指定避難所の指定を受けた施設の管理者は、指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならないものとする。
- (5) 市は、指定避難所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。
- (6) 市が指定する指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができるものとする。
- (7) 市は、指定避難所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公示するものとする。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の整備・周知等

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）の指定に当たり、既存の避難用の施設等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう施設の整備に努める。
- (2) 市は、避難所等において、必要に応じ次の資機材等の整備や防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。
 - ① 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベット
 - ② 非常用電源
 - ③ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - ④ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備
- (3) 市は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 県有施設の活用

県は、市が行う避難所等に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するもの

とし、県有施設が避難所等又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力する。

5 避難路の選定

市は、住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルートでの避難路を選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

6 避難方法・避難誘導

- (1) 地震発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、警察と調整を図りながら、自動車避難に伴う危険性の軽減に努めるとともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう地域で合意形成を図るなど、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。
- (2) 市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、情報伝達手段や装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援についての行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するよう努める。また、訓練の実施により、問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

7 避難勧告基準等の策定

- (1) 県は、香川県津波浸水予測図をもとにして、避難勧告又は指示の発令に関する基本的な基準を作成し、市に示すものとする。
- (2) 市は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。

8 避難に関する広報

- (1) 市は、避難所等、避難路、避難方法、避難勧告及び指示の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板、今後予想される津波による浸水域・浸水高等の案内板等の設置、広報誌やハザードマップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。
また、避難生活を送る場所として指定された避難所を一時的に避難する広域避難場所と間違わないよう、両者の違いを住民へ周知する。
- (2) 市は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し整備に努める。なお、避難勧告又は指示については、防災行政無線のほか、安全安心コミュニティシステムによるメール配信や緊急速報メール等を伝達手段とすることとし、住民に対しては事前に安全安心コミュニティシステムのメール配信登録をするよう積極的に呼びかける。
- (3) 市は、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行え

る体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

- (4) 市及び県は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の伝達体制を整備するよう努める。

9 避難計画の策定

- (1) 市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。また、当該避難計画には、市が行う避難勧告等の発表等の基準、避難所等、その他避難のために必要な事項を定める。

- (2) 市は、津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、当該地区については、重点的に自主防災組織の結成及び活動促進に努める。

指定された避難対象地区内の住民や学校、社会福祉施設、病院、保育所等の管理者等は、避難所等、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努める。

- (3) 市は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

- (4) 市は、津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防本部、消防団、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。なお、津波避難計画には避難所等、避難経路、避難準備情報等の発表等の基準、避難の勧告又は指示の伝達方法等、避難所等の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項、避難訓練の内容等を定めるものとする。

- (5) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所等の運営について、あらかじめ、避難所等の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

10 防災上重要な施設の避難計画

- (1) 学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

- (2) 東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定められた津波浸水区域内の特定事業者は、東南海・南海地震防災対策計画を策定し、円滑な避難等ができるよう備える。

なお、県は、特定事業者の同計画の策定促進を図る。

- (3) 鉄道事業者、航路事業者又は施設管理者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾ターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成する。

1 1 避難行動要支援者への対応

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の支援者の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、支援者等との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定等避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

1 2 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1 3 児童生徒への対応

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

1 4 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

1 5 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 土嚢等による応急浸水対策
- ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ⑤ 救助・救急等
- ⑥ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(2) 水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために次のような措置を講じる。

- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- ② 水門、閘門及び膨脹扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ③ 水防資機材の点検、整備、配備

1 6 市が管理又は運営する施設に関する避難対策

(1) 市の庁舎、社会教育施設、社会体育施設、美術館、学校等の管理者は、おおむね次の事項を考慮し、民間事業者等が定める対策計画に準じて津波避難に関する対策を定める。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定める場合には、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

① 各施設に共通する事項

ア 避難情報等の入場者等への伝達

【留意事項】

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講じるほか、次に掲げる措置を講じる。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

1.7 県による連絡調整等

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。

【参考資料 2-17 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（津田高等学校）】

【参考資料 2-18 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（志度高等学校）】

【参考資料 2-19 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（石田高等学校）】

【参考資料 2-20 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（東部養護学校）】

- 【参考資料 2-2-1 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（徳島文理大学）】
- 【参考資料 2-2-2 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福社会）】
- 【参考資料 2-2-3 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（祐正福社会）】
- 【参考資料 1-2-1 避難所一覧】
- 【参考資料 1-2-2 広域避難場所一覧】
- 【参考資料 1-2-3 避難勧告等の判断基準】

第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	市（総務課、水道局）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課、水道局）、（公社）日本水道協会香川県支部
--------	---

1 食料の確保

- (1) 市及び県は、食料について、食物アレルギーへの対応も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 市及び県は、地震・津波被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 市及び県は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 市及び県は、地震・津波被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

市及び県は、地震・津波被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水(1人1日3リットルを基準とする。)を災害時に備え備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

市は、広報誌、パンフレット等の配布、ホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

市は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定しておく。

【参考資料 2-10 災害時における救援物資提供に関する協定書(四国コカコーラボトリング)】

【参考資料 2-11 災害時における物資の供給等に関する協定書(フジ)】

【参考資料 2-12 災害時における物資の供給等に関する協定書(マルナカ)】

【参考資料 2-13 災害時における物資供給に関する協定書(コメリ災害対策センター)】

【参考資料 10-1 災害対策用物資の備蓄状況】

【参考資料 10-2 生活必需物資等の調達方法】

【参考資料 10-3 緊急物資の備蓄マニュアル(香川県)】

【参考資料 10-4 さぬき市水道局の保有する給水機器保有状況】

第14節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	市（教育委員会事務局）、県（総務学事課、教育委員会）
--------	----------------------------

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。

(3) 津波に対する避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域においては、近隣の高台や裏山、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を選定しておく。

(4) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

(5) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(6) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補

修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、耐震性貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第15節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	市（福祉総務課）、社会福祉協議会、県（県民活動・男女共同参画課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 協力体制の確立

市及び県は、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部及びその他関係団体と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部及びその他関係団体との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第16節 要配慮者対策計画

要介護高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	市（総務課、市民課、福祉総務課、長寿障害福祉課、国保・健康課、子育て支援課、介護保険課、秘書広報課）、県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、観光振興課）、消防団、警察、消防本部、社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者
--------	--

1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 市及び県は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の管理者は、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ① 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ② 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
 - ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについて施設相互間の応援協力体制や市、県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の要配慮者の対策

- (1) 市は、市内に居住する要介護高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るため、円滑かつ迅速に避難できるための支援体制を整えておくため、避難行動要支援者避難支援計画を策定するものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は次のとおりとする。
 - ① さぬき警察署
 - ② 大川広域消防本部
 - ③ さぬき市消防団
 - ④ 民生委員・児童委員

- ⑤ さぬき市社会福祉協議会
 - ⑥ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
 - ⑦ 避難行動要支援者が居住している地域で当該避難行動要支援者に対する避難支援に必要と市長が認めた者
- (3) 市は、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成するものとする。
- (4) 市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。
- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級（総合等級）の第1種の者（ただし、心臓機能障害又はじん臓機能障害のみで該当する者を除く。）
 - ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が㊸又はA判定の者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
 - ⑤ 生活支援を受けている難病患者
 - ⑥ 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者
- (5) 市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第3項の規定に基づき、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の状況を集約し、要介護状態区分や障害種別、支援区分などを把握するものとする。
- また、避難行動要支援者名簿の作成のため、市で把握していない情報の取得が必要と認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるものとする。
- (6) 市が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号などの連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (7) 避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者の状況の変化の把握に努め、名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つため次の措置を講じるものとする。
- ① 新たに市に転入してきた要介護高齢者、障害者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を速やかに避難行動要支援者名簿に追加するものとする。
 - ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所をしたことを把握した場合は、速やかに避難行動要支援者名簿から削除するものとする。

(8) 市は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを実施するため、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、名簿情報を共有するものとする。

ただし、避難支援等関係者に提供する場合は、避難行動要支援者からの同意があった場合のみとする。なお、避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報もふくまれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り提供するものとする。

(9) 市は、大規模な災害等によって市の機能が著しく低下することも考慮し、避難行動要支援者名簿を電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管するものとする。また、名簿情報を適正に管理するため、機密性に応じた情報の取得方法を定めて各種の法令等を遵守し、適正な情報管理を行うこととする。

(10) 避難行動要支援者名簿情報を事前に提供された避難支援等関係者は、災害対策基本法の規定により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者に関する情報が無用に共有、利用されないようにしなければならないものとする。なお、避難支援等関係者は、事前に提供された避難行動要支援者名簿の情報を施錠可能な場所に保管するとともに、必要以上の複製をしてはならないものとする。

(11) 市は、避難支援等関係者の安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域全体での協議で取り決めた避難誘導や避難方法の計画を策定し、周知するものとする。

(12) 市は、事前に提供した避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者と連携した避難訓練を実施するなど災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

(13) 市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努める。

(14) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の設置など高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

3 外国人の対策

(1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。

(2) 市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 市は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、県が確保を図る外国語通訳や翻訳ボランティアなどを把握しておく。

4 旅行者等の対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市、自主防災組織等に、あらかじめ安

否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

【参考資料 2-22 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書(長尾福社会)】

【参考資料 2-23 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書(祐正福社会)】

【参考資料 15-7 自主防災組織の現状】

第 17 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、地震・津波時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	市（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、 防災関係機関
--------	---

1 防災訓練の実施

(1) 市、県及び防災関係機関は、東南海・南海地震を想定して防災訓練を、少なくとも年1回以上実施する。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含め。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努める。

(2) 県は、市が実施する自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して、必要な助言と指導を行う。

2 総合訓練

市及び県は、大規模な地震・津波災害を想定して、防災関係機関、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ① 情報の収集・伝達、災害広報
- ② 水防、消防、救出・救助
- ③ 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ④ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ⑤ 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- ⑥ 救援物資及び緊急物資輸送
- ⑦ 緊急地震速報への対応

3 災害対策本部設置運営訓練

市及び県は、地震・津波発生時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練

市及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、避難行動要支援者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市及び県は、地震・津波発生時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

6 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波発生時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

7 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

8 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、緊急地震速報への対応、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、避難所運営等の訓練を行う。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるとともに、迅速かつ想定にとらわれずその場で出来る最善を尽くすという内容とする。

9 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

また、市は、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、県と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。

【参考資料 1-5 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱】

【参考資料 1-6 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱】

【参考資料 1-7 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1-8 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1-9 香川県防災対策基本条例】

【参考資料 15-7 自主防災組織の現状】

第18節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	市（総務課、秘書広報課、地域情報課、教育委員会事務局）、消防本部、 県（総務学事課、危機管理課、河川砂防課、教育委員会）、警察、防災関係機関
--------	---

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ② 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震・津波に関する一般的な知識
- ④ 地震・津波が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ⑤ 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- (1) 市及び県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容を広く啓発し、津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられる

よう努める。

- (2) 市及び県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報誌、パンフレット等の配布、CATV、ホームページ、ラジオ、テレビ、新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震・津波発生時において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、津波警戒に関する次の内容の普及を図るものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ① 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ② 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震・津波に関する一般的な知識
- ④ 地震・津波が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 大津波警報、津波警報、津波注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ⑦ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑧ 各地域における津波危険予測地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ⑨ 避難勧告・指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ⑩ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ⑪ 避難生活に関する知識
- ⑫ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容
- ⑬ 3日分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ⑭ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ⑮ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ⑯ 家族内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ⑰ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ⑱ 住居の耐震診断と必要な耐震改修

【避難行動に関すること】

- ① 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること。
- ② 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- ③ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- ④ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ⑤ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。

- ⑥ 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ⑦ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと。

【津波の特性に関すること】

- ① 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- ② 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震があること。

【津波に関する想定・予測の不確実性】

- ① 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ② 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ③ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ④ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうること。

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や地震・津波発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転手等に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転手がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 事業所における防災の促進

市及び県は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、

防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進める。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

8 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、市の上記施策の実施を支援する。

9 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

【参考資料 1-6 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱】

【参考資料 1-7 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1-8 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1-9 香川県防災対策基本条例】

【参考資料 15-7 自主防災組織の現状】

第19節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。特に、津波浸水予測地域を抱える沿岸市町を重点に、自主防災組織の活動カバー率の向上や消防団等との連携強化による活動の活性化などを推進する。

主な実施機関	市（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

市は、県の支援を受け、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進に必要な助成や自主防災組織のリーダーの研修に努める。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

① 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、婦人団体、青年団体等を活用して編成する。

② 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。

③ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

① 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及

(ア) 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認

(イ) 災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等の確認

(ウ) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議

(エ) 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知

(オ) 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

(カ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準の作成及び周知

(キ) 住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

② 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施

- ③ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ④ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ⑤ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握

2) 災害時の活動

- ① 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ② 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ③ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

事業所等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

【参考資料 1-5 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱】

【参考資料 1-6 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱】

【参考資料 1-7 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1-8 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1-9 香川県防災対策基本条例】

【参考資料 6-2 消防団現勢】

【参考資料 15-7 自主防災組織の現状】

第20節 愛玩動物の保護計画

災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

市及び県は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、市町等関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

主な実施機関	市（生活環境課、農林水産課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに戻すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

県は、災害時に特定動物に関する情報の収集や発信を実施し、関係機関等と連携しながら、当該動物に係る危害発生の防止体制を整備する。

3 避難所における動物の適正飼養対策

市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。

市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

4 被災動物救護活動

県は、香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、県は、市を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を

整備する。

第 2 1 節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	市（総務課、商工観光課）、県（危機管理課、観光振興課）
--------	-----------------------------

1 住民への啓発

市及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2 事業所等への啓発

市及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

3 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

4 情報提供体制の整備

市及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

5 安否確認の支援

市及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 県及び市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難場所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

県は、市の上記施策の実施を支援するものとする。
- (3) 市及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

第22節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定の推進を図る。

主な実施機関	市（全部局）、県（危機管理課、経営支援課、病院局県立病院課）
--------	--------------------------------

1 市の業務継続計画

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

2 県の業務継続計画

(1) 県は、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するため、あらかじめ継続性の高い通常業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策定するものとする。また、計画は適宜評価を行い、必要に応じて見直しを図るものとする。

(2) 県は、災害への応急対策業務の中心的役割を担う本庁（警察を除く）を対象に、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」を策定している。今後は、災害時の防災拠点施設や県立病院についても計画の策定に取り組むものとする。

3 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、市及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかけるものとする。

4 地域継続計画の推奨

県は、行政組織や企業だけでなく、住民や地域コミュニティ等を構成するその他の組織を含めた地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定について、先進的な地域の取り組みを推奨するものとする。